

防整施第7118号
28.3.31
一部改正 防整施第14247号
29.9.26
一部改正 防整施第14978号
令和6年6月26日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

総価契約単価合意方式の試行について（通知）

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価又は金額（一式の項目については単価ではなく金額）（以下「単価等」という。）を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図る総価契約単価合意方式（以下「本方式」という。）について、下記のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、総価契約単価合意方式の試行について（防整施第17567号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

記

1 本方式の適用

本方式の試行については、以下の発注方式において、適用の可否を検討するものとする。

- (1) 高度技術提案型総合評価落札方式
- (2) 設計・施工一括発注方式
- (3) その他、有効と思われる場合（土木工事のうち、工種が少ない工事等）

2 本方式の概要

別図のとおり

3 入札参加者への周知

- (1) 本方式の試行工事であることを入札参加希望者に周知するため、入札公告及び入札説明書の工事概要欄に以下を追記する。

① 高度技術提案型総合評価落札方式及び設計・施工一括発注方式の場合

(○) 本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。

また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。

② その他の一般競争入札の場合

(○) 本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。

また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。

(2) 本方式の試行についての目的や実施方法等の理解を図るため、別添「総価契約単価合意方式試行要領」を建設工事請負契約書案と共に交付するものとする。

4 建設工事請負契約書及び特記仕様書への記載

(1) 建設工事請負契約書

① 請負代金内訳書及び単価合意書に関すること

本方式の実施にあたっては、受注者から請負代金内訳書の提出を受け、単価合意の協議を行った上で、当該受注者と単価合意書を締結する必要があることから、第3条に次のとおり追記するものとする。

ア 高度技術提案型総合評価落札方式及び設計・施工一括発注方式の場合

(請負代金内訳書、工程表及び単価合意書)

第3条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 発注者及び受注者は、詳細設計完了後に行う変更契約の内容に応じた内訳書の提出後、速やかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 詳細設計完了後に行う変更契約後の単価合意書は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

6 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、14日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。

7 第4項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。

イ その他の一般競争入札の場合

(請負代金内訳書、工程表及び単価合意書)

第3条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 発注者及び受注者は、内訳書の提出後、速やかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が

整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 5 単価合意書は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 6 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、14日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。
- 7 第4項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。

② 請負代金額の変更方法に関すること

本方式の実施にあたっては、単価合意書の記載事項に基づいて請負代金額の変更ができるよう、第25条に次のとおり追記するものとする。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、数量の増減が単価合意書の数量の100分の20を超える場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない項目が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあつては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあつては、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2～3 (略)

③ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関すること

本方式の実施にあたっては、単価合意書の記載事項に基づいて賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更ができるよう、第26条に次のとおり追記等するものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 (略)

2 (略)

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4～8 (略)

④ 不可抗力による損害に関すること

本方式の実施にあたっては、単価合意書の記載事項に基づいて不可抗力による損害の額の算定ができるよう、第30条に次のとおり追記等するものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 (略)

2～4 (略)

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書の記載事項に基づき算定する。

(1)～(3) (略)

6 (略)

⑤ 部分払に関すること

本方式の実施にあたっては、単価合意書の記載事項に基づいて部分払金の額の算定ができるよう、第39条に次のとおり追記するものとする。

(部分払)

第39条 (略)

2～5 (略)

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、単価合意書の記載事項により定め、単価合意書の記載事項により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 (略)

⑥ 部分引渡しに関すること

本方式の実施にあたっては、単価合意書の記載事項に基づいて部分引渡しの場合における指定部分に相応する請負代金額の算定ができるよう、第40条に次のとおり追記するものとする。

(部分引渡し)

第40条 (略)

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書の記載事項により定め、単価合意書の記載事項により算定することが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(2) 特記仕様書

特記仕様書に本方式の試行対象工事である旨等を次のとおり追記する。

第〇条 総価契約単価合意方式の試行について

本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の試行対象工事である。

5 単価合意の方法

別添「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき実施するものとする。

6 請負代金額の変更

別添「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき実施するものとする。

7 協議・合意の留意事項

受発注者間の協議・合意に当たり、以下の点に留意すること。

- (1) 単価等は原則として、数量書（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後の数量調書）の全ての項目に関して合意すること。
- (2) 合意しようとする単価等については、根拠資料の提出を求める等、その合理性について十分調整すること。

8 その他

(1) 報告

受発注者双方から単価合意に係る協議の問題点などの意見を調査したうえ、別紙により、工事完了後1ヶ月以内に防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の契約事務をつかさどる部署（地方防衛局においては調達部調達計画課担当、地方防衛支局においては建設計画官担当）から整備計画局建設制度官担当まで報告するものとする。

(2) 調整

次に示す場合においては、事前に整備計画局建設制度官担当と調整するものとする。

- ① 第2項第3号「その他、有効と思われる場合」にて適用しようとする場合
- ② 単価等を包括的に合意する方式を検討する場合
- ③ その他、当該取扱いに馴染まないと考えられる場合

添付書類：別図、別紙、総価契約単価合意方式試行要領、別記様式第1、別記様式第2

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

総価契約単価合意方式(試行)の概要

◇現在の契約方式

- ・ 総価契約。総価のみで契約している。
- ・ 各々の単価等については合意していない。
- ・ 総価内で工事が完成すれば良く、どのような資金配分を行うかは受注者の自由裁量。

◇課題

①双務性の不足

- ・ 設計変更があった場合、部分払を行う場合の金額算定は、発注者の積算価格が優先されがちである。

②受注者からの技術提案を含む工事などにおける金額協議

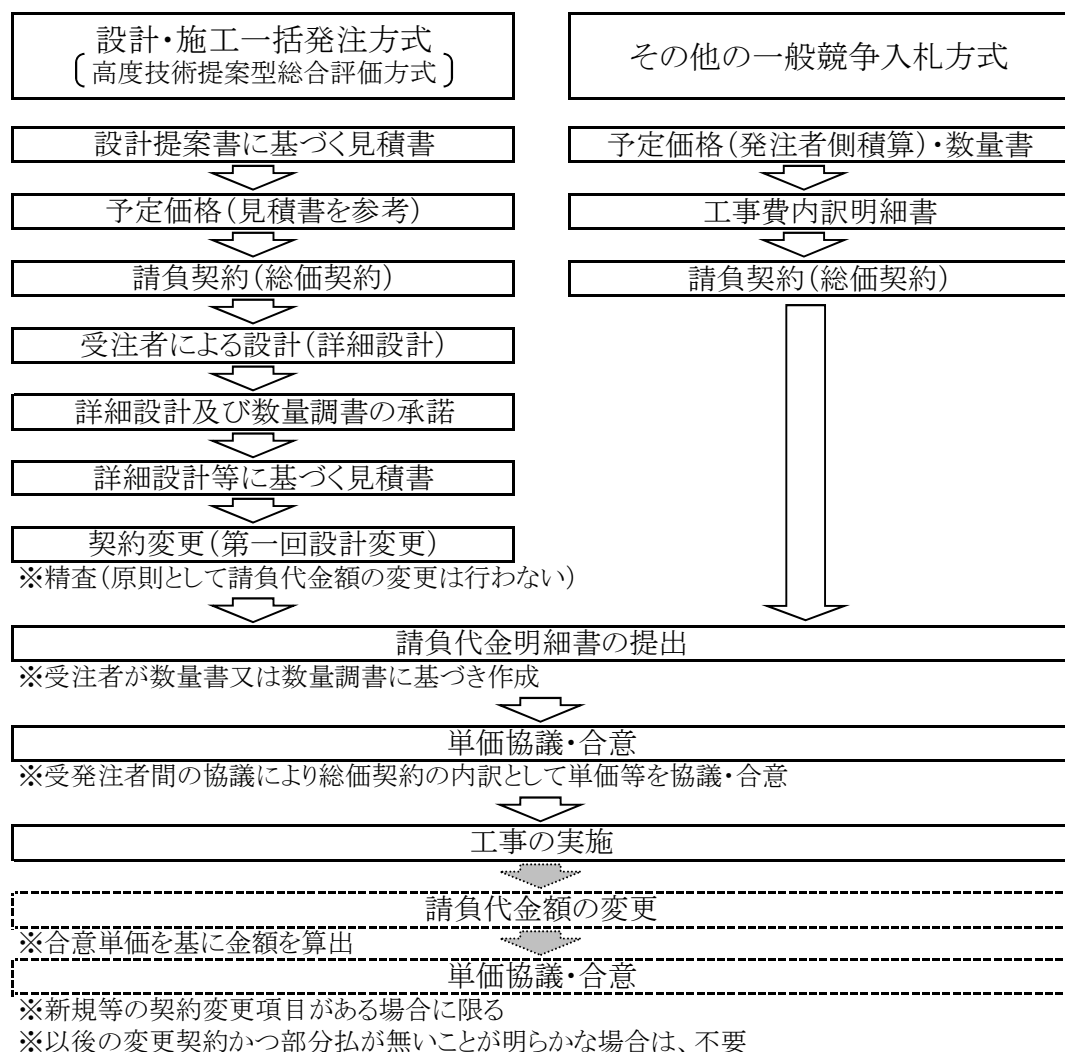
- ・ 受発注者間で単価等の考え方が異なるまま進捗し、変更時に始めてお互いの考え方の違いに気付き、変更時の金額協議が円滑に進まない。

◇総価契約単価合意方式

目的: 双務性の向上、契約変更等の際の円滑な金額協議

- ・ 単価等を前もって協議しておく(総価で契約することは従来どおり) → 双務性の向上
- ・ 設計変更及び部分払があった場合の金額算定は、合意された単価等を基に算出
→ 変更時等の円滑な金額協議の実現

総価契約単価合意方式のフロー(参考)



総価契約単価合意方式の試行に係る問題点(アンケートの結果)

局名	年度	主管工事等	対象施設等	入札方式等	発注方式	名称

概要	期間		予定価格	契約金額
	始	終		

アンケートの回答

【設問】1		【設問】2		【設問】3		【設問】4		【設問】5		【設問】6		【設問】7	
発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者

具体的意見等

[設問1]発注者	[設問1]受注者
[設問2]発注者	[設問2]受注者
[設問3]発注者	[設問3]受注者
[設問4]発注者	[設問4]受注者
[設問5]発注者	[設問5]受注者
[設問6]発注者	[設問6]受注者
[設問7]発注者	[設問7]受注者
[設問8]発注者	[設問8]受注者

【凡例等】

主管工事等：建築工事、土木工事、電気工事、機械工事、通信工事、事業監理業務等

対象施設等：庁舎、整備場、局舎、滑走路、大スパン、消音施設、汚水処理施設、港湾用クレーン、橋梁、技術審査業務等

入札方式等：一般競争入札(総合評価落札方式(簡易型))等

発注方式(数字入力)：①:高度技術提案型総合評価落札方式 ②:設計・施工一括発注方式 ③:その他、有効と思われる場合(下記に示す以外)

③-a:土木工事 ③-b:防衛施設技術審査業務 ③-c:標準図等活用発注

名称：工事名、業務の名称

概要：消音施設:騒音防止施設改修(設計、装置工事、機械設備工事、建築工事)1式、汚水処理施設:処理能力、対象人員等

具体的意見等：発注者及び受注者の意見等の全てを各設問毎に箇条書きとして簡潔に記入

総価契約単価合意方式試行要領

1 目的及び内容

総価契約単価合意方式（以下「本方式」という。）は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価又は金額（一式の項目については単価ではなく金額）（以下「単価等」という。）を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的としており、防衛省発注機関において実施する建設工事における本方式の有効性等を検証することを目的として試行するものである。

2 単価合意の方法

工事請負契約書締結直後（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後）の単価合意は、建設工事請負契約書第3条第1項及び第4項の規定に基づき実施し、請負代金額の変更後の単価合意は、建設工事請負契約書第3条第7項の規定に基づき実施するほか、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 単価合意は、数量書（設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後の数量調書）を基本とし、直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の単価（一式の場合は金額）、共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の金額を合意する。
- (2) 単価合意は、受注者が提出した請負代金内訳書に基づき行うものとする。
- (3) 一度合意した単価合意書の単価は、数量が大幅（±20%を超える）に変動した場合、原価計算に基づく精算、工事請負契約書第19条に基づく条件変更及び第26条に基づく物価スライドの場合以外には、変更しないものとする。
- (4) 単価合意が成立した場合、「単価合意書」（別記様式第1）を締結する。その際、単価合意書の別添として「単価表」（別記様式第2）を作成の上、添付するものとする。受注者から単価合意書が提出された際、印紙の貼付を確認するものとする。なお、印紙が未貼付の場合は、受注者に対し、速やかに貼付するよう求めるものとする。
- (5) 単価合意は、速やかにその内容について協議し、単価等を個別に合意する方式にて、成立するよう努めるものとする。協議が整わない場合においては、状況に応じて、単価等を包括的に合意する方式についても検討し、合意を図ることとする。なお、その結果、協議開始から14日以内に単価合意が成立しなかった場合においては、それまでの協議内容並びに現実性（下請負者の見積り、類似工事の実績等）を考慮した上で、契約金額と齟

齟齬が生じないように、単価等を発注者が定めるものとする。

- (6) 請負代金額の変更後の単価合意は、以後の変更契約かつ部分払が無いことが明らかな場合は、不要とする。

3 請負代金額の変更

請負代金額の変更にあたっては、建設工事請負契約書第25条の規定に従い、単価合意書記載の単価等を用いて、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

なお、その際の予定価格については、次の各号に留意し算出する。

- (1) 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、単価合意書に記載の単価等に基づき算出し、単価合意書に記載のない新規項目や条件変更等の単価については、種目（工種）、科目（種別）、細目（細別）の区分ごとに、当初の単価協議の合意内容を踏まえて算出する。

※ 種目（工種）、科目（種別）、細目（細別）の考え方については、「建築工事内訳書標準書式・同解説（建築工事内訳書標準書式検討委員会制定）」及び「土木工事数量調書作成の手引き（防衛省制定）」参照

- (2) 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、前号により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した低減割合を乗じて算出する。

なお対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

・共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定については、(1)により算出した対象額〔B〕に、変更前の対象額に対する合意金額の比率〔C〕、積算基準の率式を利用した変更前後の低減割合〔D〕を乗じて算出する。

(例) 共通仮設費(率分) = B × C × D

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額

$$C = \frac{\text{変更前の共通仮設費(率分)の合意金額 (C 1)}}{\text{変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 (C 2)}}$$

$$D = \frac{\text{Bを積算基準の率式に代入した値 (D 1)}}{\text{C 2を積算基準の率式に代入した値 (D 2)}}$$

4 アンケートの実施

本方式の有効性等を検証する観点から、付紙のとおり発注者並びに受注者双方に対するアンケートを実施するものとする。

総価契約単価合意方式の試行に係る問題点（アンケート）

当該アンケートは、総価契約単価合意方式の導入にあたり、受発注者間の双務性の向上、請負代金額の変更時等の金額協議における有効性の検証を図り、問題点を整理し、その改善を図っていくことを目的として実施します。なお、当該アンケートの記入者は実際の協議に携わった者とし、受発注者各々を代表して記入して下さい。

【 工 事 名 】 _____
【 発 注 機 関 名 】 _____
【 所属部課名／企業名 】 _____
【記入者（役職・氏名）】 _____

- 請負代金額の変更を行った場合は、設問 1 から回答
- 請負代金額の変更を行っていない場合は、設問 4 から回答

[設問 1] 「請負代金額の変更協議において発注者の積算が優先されがち」といった片務性は改善されているか

1. 改善されなかった（今後も期待できない）
2. 改善されなかった（今後は期待できる）
3. どちらともいえない
4. やや改善された
5. かなり改善された

具体的意見等

()

→ 設問 2 へ

[設問 2] 「契約変更を巡る協議がスムーズにいかない」といったリスクは回避されたと考えられるか

1. 回避されなかった（今後も期待できない）
2. 回避されなかった（今後は期待できる）
3. どちらともいえない
4. やや回避された
5. かなり回避された

具体的意見等

()

→ 設問 3 へ

[設問3] 単価合意に要する協議、変更契約に要する協議など全体を通しての作業量は

1. 増加した
2. やや増加した
3. どちらともいえない
4. やや減少した
5. 減少した

具体的意見等

()

→ 設問4へ

[設問4] 当初の単価協議・合意の状況（感想）は

1. 難航した
2. やや難航した
3. どちらともいえない
4. 大きな問題なし
5. 問題なし

具体的意見等

()

→ 設問5へ

[設問5] 当初の単価協議・合意に要した時間は、延べ何時間程度かかったか。また、要した時間の内訳も[]内に記入する。（請負代金明細書の作成時間は除く）

1. 10時間超
2. 10時間以下 ～ 6時間超
3. 6時間以下 ～ 3時間超
4. 3時間超 ～ 1時間以下
5. 1時間未満

[協議時間 時間+合意に必要な資料等の作成時間 時間+その他 時間]

具体的意見等

()

→ 設問6へ

[設問6] 単価合意が難航した項目について、合意に至った経緯は

1. 発注者側から単価等を提示し、結果、発注者の提示した単価等で合意
2. 発注者側から単価等を提示したが、結果、受注者の提示した単価等で合意
3. 受注者に再提出を依頼し、結果、受注者の単価等で合意
4. 受注者に再提出を依頼したが、結果、発注者の提示した単価等で合意
5. その他

具体的意見等

()

→ 設問7へ

[設問7] 単価合意を早期に行なうことで、積算ミス等を早期に発見・是正できるようになったか

1. 是正されなかった (今後も期待できない)
2. 是正されなかった (今後は期待できる)
3. どちらともいえない
4. やや改善された
5. かなり改善された

具体的意見等

()

→ 設問8へ

[設問8] その他 (どんなことでも構いませんので自由に書き込んで下さい。)

具体的意見等

()

以上でアンケートを終了します。回答有難うございました。

(別記様式第1)

単 価 合 意 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更に用いる単価等について、別添の単価表とおりに合意する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏 名	会計機関名	
		役職 氏名	印

受注者	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	印

(別記様式第2)
別 添

単 価 表

名称	摘要	数量	単位	合意単価	金額	備考

※単価合意書と製本（割印）のこと